

# 夏休みの過ごし方

令和3年7月  
枚方市立津田小学校

## 名前

きまりをまもり安全で楽しい夏休みにしよう

### ★「規則正しい生活を」

- ◎早寝・早起きをしよう。
- ◎外から帰ってきたら、うがい・手洗いをしよう。
- ◎おうちや近所の人・友だちに大きな声であいさつをしよう。



### ★「きまりを守って安全に」

- ◎出かける時はおうちの人に「だれと」「どこに」「いつまで」を言ってから行く。
- ◎さみしい所・暗い所(人通りの少ない道・空き家など)には行かないようにしよう。
- ◎不審者に気をつけ、外で一人で行動しないようにしよう。
  - ・知らない人にはついていかない。
  - ・自分や友達が知らない人に連れて行かれそうになったら、大声で助けを呼び大人に言いましょう。
- ◎おそくとも5時半までには家に帰りつくようにしよう。
- ◎公園の使い方のルールを守ろう。
- ◎近くにある子ども110番の家を知っておき、大人に助けを求めよう。
- ◎何か危ないことがあったら、防犯ホイッスル・ブザーを使用し、大声を出しおうちの人にいいましょう。
- ◎おこづかいはよく考えて上手に使おう。
  - (お金の貸し借り・おごったりするのはやめよう)
- ◎子どもだけでは行かないようにしよう。
  - (川・池・プール・ゲームセンター・遊園地・映画館・スーパー・お店など)
- ◎危険な遊びはぜったいにしない。
  - (線路での遊び・夜遊び・自転車の二人乗り・火遊び・エアガンなどの危ない遊びなど)
- ◎人の家の電話番号を、勝手に教ええない。



### ★「スマホやインターネットの使い方に気をつけよう」

- ◎スマホやインターネットゲーム内でお金やポイントをあげたり、もらったりしない。
- ◎人を傷つける書きこみはしない。
- ◎出会い系サイトなどにアクセスして直接人と会わない。

変わったことがあれば学校に連絡してください。

津田小学校 TEL 050-7102-9052  
枚方市立津田小学校  
交野警察署 TEL 891-1234



# おうちの方へ

被害にあった時は、まず警察へ連絡して下さい。(交野警察署TEL072-891-1234)  
その後、津田小学校(050-7102-9052)へもお知らせください。

## ～教育相談機関～

○子どもの笑顔を守るコール(枚方市)

いじめ専用ホットライン TEL072-809-7867 教育安心ホットラインTEL072-809-2975(平日午前9時～午後5時30分土日祝年末年始除く)

○子どもの育ち見守りセンター 家庭児童相談 TEL050-7102-3221 (平日午前9時～午後5時30分土日祝年末年始除く)

○大阪府中央子ども家庭センター TEL072-828-0161

○大阪府教育センター「すこやか教育相談」

・子どもからの相談 すこやかホットライン TEL06-6607-7361

Eメール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

・保護者からの相談 さわやかホットライン TEL06-6607-7362

Eメール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

電話相談:午前9時30分～午後5時30分 月～金(祝日・休日・年末年始を除く)

Eメール相談:24時間受付(回答は後日) FAX相談 06-6607-9826

○すこやか教育相談24 TEL0120-0-78310

24時間対応の電話相談口(IP電話からはかかりません)

○被害者救済システム「子ども家庭相談室」

TELフリーダイヤル0120-928-704(18歳未満のみ対応)

TEL06-4394-8754(保護者からの相談も対応)

午前10時～午後8時 月・火・木曜日(祝日・休日を除く)

○児童相談所全国共通ダイヤル

TEL189(児童虐待に関する通告や子育ての悩み等の相談窓口)

○『LINE相談』

実施日:毎週月曜日 相談時間:17時～21時

すでに配付しています。『LINE相談』カードに掲載されているQRコードからアクセスできます。



## 大阪府青少年健全育成条例より 抜粋

### <夜間営業を行う施設への立入制限>

条例第24条第1項

ゲームセンター・ボウリング場・カラオケボックス・まんが喫茶・インターネットカフェの営業者は夜間に青少年を当該施設に立ち入らせてはなりません。(16歳未満の者午後7時から翌日の午前5時)

### <夜間に外出させない保護者の努力義務>

条例第25条

保護者は通勤・通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければなりません。

(16歳未満の者 午後8時から翌日の午前4時)

### <夜間の連れ出し等の禁止>

条例第36条

何人も保護者の承諾等を得ずに夜間(上記の時間帯)に青少年を連れ出し、同伴し、とどめてはいけません。(電話、メール等での呼び出しによる場合も含まれます。)